平成２４年（フ）第４４８号
京都市右京区太秦一町芝町１番地19　大森ハイツ３Ｄ
債務者　清水　勝彦
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７７５号
京都市伏見区久我御旅町10番地74
債務者　平井亜紀子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２４号
京都市南区久世中久町705番地１　ルミエール桂川121
債務者　西川　幸佳
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
島根県雲南市大東町飯田180番地16
債務者　落部　康永
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
香川県高松市木太町5035―３　サンライズ宮川102号室、住民票上の住所香川県高松市高松町2554番地24　サーパス高松町705号室
債務者　毛利　惠伍
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２０７号
福岡県久留米市津福今町471番地43
債務者　江崎　貞美
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４５号
山形県鶴岡市面野山252番地、前住所山形県鶴岡市湯野沢字下川原３番地
債務者　阿部　リツ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４９号
山形県鶴岡市小真木原町７番６号
債務者　後藤　美穂
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２３７５号
大阪市東住吉区住道矢田８―８―25、住民票上の住所堺市南区別所1495番地１
債務者　中辻　徳幸
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１５９号
大阪府四條畷市江瀬美町20番13号
債務者　喫茶リンデンこと　兒玉きくゑ
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２５８号
福岡県糟屋郡新宮町花立花１丁目５―１、住民票上の住所大阪府吹田市山手町３丁目２番１―206号
債務者　森　　剛一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８８号
大阪市中央区島之内１丁目５番15―402号
債務者　高原泰成こと　高　　泰成
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９６号
大阪市淀川区三津屋中３丁目11番14号　大原文化203号
債務者　山本　忠弘
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３２号
大阪市此花区四貫島１丁目４番14号　平和マンション302、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目14番27号
債務者　根路銘大侍
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８３号
大阪府八尾市柏村町２丁目65番地の１　グリーンシルエ八尾Ｄ―３―101号
債務者　堀内板金こと　堀内　　光
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９５号
大阪市都島区都島北通１丁目19番26号　ｓａ１ｔ都島502号
債務者　サンドバルゴメス誠（旧姓住田）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０２号
大阪市生野区巽北２丁目９番19号、前住所大阪市生野区巽西２丁目２番18号
債務者　ヒカリ塗装こと　山口　秀光
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部